

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

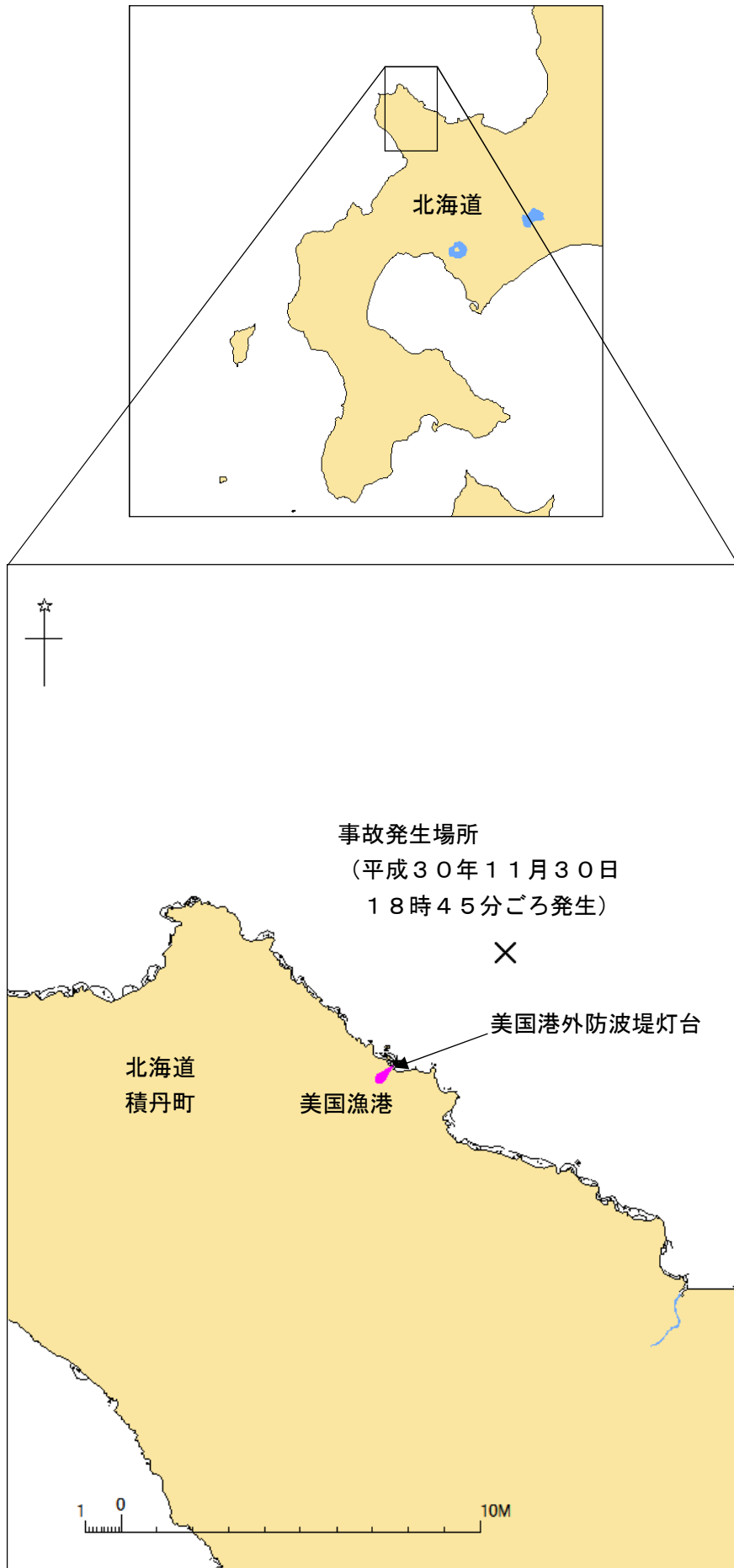
委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成30年11月30日 18時45分ごろ
発生場所	北海道積丹町美国漁港北東方沖 美国港外防波堤灯台から真方位045° 4.3海里（M）付近 （概位 北緯43° 21.1′ 東経140° 40.6′）
事故の概要	漁船第三香貴丸は、操業中、船員室で火災が発生した。 第三香貴丸は、船員室等に焼損を生じ、沈没した。
事故調査の経過	平成30年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三香貴丸、8.5トン HK2-16894（漁船登録番号）、個人所有 13.53m（Lr）×3.40m×0.96m、FRP ディーゼル機関、450kW、昭和63年7月10日 第202-04975号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年11月17日 免許証交付日 平成26年4月8日 （令和元年11月16日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船員室等に焼損、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 雪、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m 日没時刻：16時03分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成30年11月30日13時00分ごろ、いか一本釣り漁を行う目的で美国漁港を出港し、同漁港北東方沖の漁場に到着した後、15時00分ごろパラシュート型シーアンカーを投入し、15時15分ごろ11台のいか釣り機を作動させて漂泊しながら操業を開始した。 船長は、操業中も操舵室で操船にあたり、いか釣れて、樋を伝つ

	<p>て前部甲板の作業場にいかが集まってくると、作業場に行き、発泡スチロールの箱にいかを詰めていた。</p> <p>船長は、日没後の16時30分ごろ集魚灯を点灯し、船首を風に立て、西南西方に向首して操業していたが、いか釣れなかったため、操舵室内でいか釣り機の釣れ具合を見たりしていたところ、何匹か釣れ始めたので、18時45分ごろ操舵室左舷側のドアを開けて作業場に行こうとして船尾方を見て、船員室後方の左舷側から煙が出ているのを認めた。</p> <p>船長は、急いで船員室を見に行ったところ、船員室内が煙で充満しており、逃げた方が良く判断して、操舵室に戻り、本船の西方約1.8Mで操業していた僚船に無線で救助を求めた。</p> <p>船長は、僚船に救助されたあと、僚船船長に海上保安庁への連絡を依頼し、18時55分ごろ僚船船長が118番で海上保安庁へ火災が発生した旨の通報を行い、美国漁港へ戻った。</p> <p>本船は、来援した巡視船艇により消火活動が行われたものの、21時38分ごろ美国漁港の東北東方約5.4Mにおいて沈没し、漂流していたシーアンカーはのち巡視船により回収された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体の中央より少し前に操舵室があり、その後方に機関室が、機関室の後方に船員室があった。</p> <p>船員室は、右舷側に寝台として使用できる棚があり、棚の上に船首側から、定周波装置、3段の衣装箱が2個、電子レンジ、冷凍庫が、また、定周波装置の中央側に変圧器が置いてあり、衣装箱の前部は、一部ゴム製の細い紐（以下、「本件細い紐」という。）を上部及び下部の壁掛けフックに掛けて開かないように固定し、電子レンジ及び冷凍庫は突っ張り棒で動かないように固定していた。</p> <p>船長は、船員室にヒーター2本がついた800Wの電気ストーブ（横幅約40cm、高さ約30cm、奥行き約12cm）をホームセンターで購入し、電気ストーブの下に幅約50cm、奥行き約30cmの板をビス止めして電気ストーブの上は突っ張り棒で固定し、船員室右舷側又は変圧器の横に置いて使用していた。</p> <p>船長は、通常、着岸中は陸上電源を船員室に引いてきて、電気ストーブの電源とし、出港後は変圧器から延長コードにより電気ストーブの電源を取っていたが、出港前、電気ストーブの電源を陸上電源から変圧器に取り直したとき、スイッチを入れていたのか切っていたのか、記憶がはっきりしなかった。</p> <p>船長は、以前、衣装箱を固定している本件細い紐をつなぎ止め忘れて、衣服が散乱することがあったので、本事故時、衣装箱の本件細い紐をつなぎ止め忘れて、衣服が散乱して電気ストーブに落ちて燃え広がった可能性があると思つた。</p>

	(付図2 船員室平面図 参照)
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 なし 本船は、美国漁港北東方沖において、シーアンカーを入れた状態で漂泊して操業中、船員室から出火したものと考えられる。 本船は、船長が船員室に煙が充満していることを認めたことから、船員室から出火したものと考えられるが、本船が沈没しており、出火に至った経緯を明らかにすることはできなかった。 本船は、船長が衣装箱を固定している本件細い紐をつなぎ止め忘れ、衣服が散乱して電気ストーブに落ちて出火した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、美国漁港北東方沖において、シーアンカーを入れた状態で漂泊して操業中、船員室から出火したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気ストーブなど火災原因となる可能性のある器具は、日常からこまめに点検し、使用しない時はスイッチを切っておくこと。 ・電気ストーブの上方に衣類を干したり、燃えるおそれがあるものを置かないこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 船員室平面図

